

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案要綱

第一 趣旨

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるものとする。

第二 一般職の職員の給与に関する法律の特例

一 この法律の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員への俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定の適用を受ける職員に支給される同条の俸給を含む。）の支給に当たっては、俸給月額に、係員級職員については百分の五、係長及び課長補佐級職員については百分の八、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員については百分の十を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

（第二条第一項関係）

二 特例期間においては、俸給の特別調整額の支給に当たっては、支給額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を、専門スタッフ職調整手当の支給に当たっては、支給額に職員の区分に応じた割合を乗じて

得た額に相当する額を、地域手当、広域異動手当の支給に当たっては、俸給月額及び専門スタッフ職調整手当に対する地域手当及び広域異動手当に職員の区分に応じた割合を乗じて得た額及び俸給の特別調整額に対する地域手当及び広域異動手当に百分の十を乗じて得た額に相当する額を、研究員調整手当の支給に当たっては、俸給月額に対する研究員調整手当に職員の区分に応じた割合を乗じて得た額及び俸給の特別調整額に対する研究員調整手当に百分の十を乗じて得た額に相当する額を、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、俸給月額に対する特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に職員の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

(第二条第二項第一号から第七号まで関係)

三 特例期間においては、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

(第二条第二項第八号及び第九号関係)

四 特例期間においては、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万千六百円に引き下げるとともに、その限度額により難い特別の事情がある場合の限度額を日額九万円に

引き下げること。

(第二条第四項関係)

五 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項の適用を受ける職員については、俸給月額及び俸給月額に対する手当の月額から、同項の規定により給与から減ずることとされた額を減じた後の額を基礎として、二及び三で支給に当たって減ずる額を算定すること。

(第二条第五項関係)

第三 国家公務員災害補償法の特例

特例期間においては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条第四項の規定に基づき算出される職員の平均給与額は、支給に当たって減ずることとされた額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により算出した額とすること。

(第三条関係)

第四 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例

特例期間においては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五条第一項の規定により国際機関に派遣される職員に支給することができるとされている給与の上限額を、この法律の規定によりその支給に当たって減額することとされている給与の額に

相当する額引き下げること。

(第四条関係)

第五 国家公務員の育児休業等に関する法律の特例

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十六条の規定に基づく育児時間の承認を受けて勤務しない職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。（第五条関係）

第六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の特例

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十条の規定に基づく介護休暇をしている職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。（第六条関係）

第七 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例

一 特例期間においては、任期付研究員への俸給月額及び期末手当を除く俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、第一号任期付研究員俸給表第一号俸から第三号俸まで及び第二号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員については百分の八、第一号任期付研究員俸給表第四号俸以上の適用を受ける職員及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第四項の規定に基づく俸給月額を受ける職員については百分の十を乗じて得た額に相当する額を減額

すること。
(第七条第一項関係)

二 特例期間においては、任期付研究員業績手当の支給額を、俸給月額に職員の受ける俸給月額の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額減額すること。
(第七条第二項関係)

三 特例期間においては、任期付研究員への手当の支給に当たっては、第二の二及び三を準用すること。

(第七条第三項関係)

第八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例

一 特例期間においては、特定任期付職員への俸給月額を支給に当たっては、俸給月額に、特定任期付職員俸給表第一号俸から第四号俸までの適用を受ける職員については百分の八、同俸給表第五号俸以上の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百十五号）第七条第三項の規定に基づく俸給月額を受ける職員については百分の十を乗じて得た額に相当する額を減額すること。
(第八条第一項関係)

二 特例期間においては、特定任期付職員業績手当の支給額を、俸給月額に職員の受ける俸給月額の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額減額すること。
(第八条第二項関係)

三 特例期間においては、特定任期付職員への手当の支給に当たっては、第二の二及び三を準用すること。

(第八条第三項関係)

第九 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例

一 職務とともに教授等の業務を行うための法科大学院派遣により勤務しない職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。
(第九条関係)

二 特例期間においては、もっぱら教授等の業務を行うために法科大学院に派遣される職員に支給することができるとされている給与の上限額を、この法律の規定によりその支給に当たって減額することとされている給与の額に相当する額引き下げること。
(第九条関係)

第十 特別職の職員の給与に関する法律の特例

一 特例期間においては、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を支給に当たっては、俸給月額に、内閣総理大臣については百分の三十、国务大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者については百分の二十、大臣政務官、常勤の委員長等、大公使、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第百五十二号）別表第三に掲げる五号俸以上の俸給月額を受ける秘書官等については百分の十、同表に

掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受ける秘書官については百分の八を乗じて得た額に相当する額を減額すること。
(第十条第一項関係)

二 特例期間においては、一以外の給与の支給に当たっては、第二の適用を受ける職員の例により減額すること。ただし、内閣総理大臣及び国務大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者に対する期末手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に、俸給月額の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減額すること。
(第十条第二項及び第三項関係)

第十一 裁判所職員臨時措置法に関する法律の特例

特例期間においては、裁判所職員について、この法律の規定の一部を準用するものとする。

(第十一条関係)

第十二 防衛省の職員の給与等に関する法律の特例

一 特例期間においては、防衛省の職員のうち事務官等(自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。)への俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)附則第十五条の規定の適用を受ける職員に支給される同条の俸給を含む。)の支給に当たっては、

一般職の国家公務員に準じて減額すること。

(第十二条第一項関係)

二 特例期間においては、防衛省の職員のうち自衛隊教官俸給表又は自衛官俸給表の適用を受ける者への俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定の適用を受ける職員に支給される同条の俸給を含む。）の支給に当たっては、俸給月額に、職務の級が一級である職員又は階級が二等陸尉以下、二等海尉以下又は二等空尉以下である自衛官については百分の五、職務の級が二級である職員又は階級が二等陸佐以下一等陸尉以上、二等海佐以下一等海尉以上又は二等空佐以下一等空尉以上である自衛官については百分の八、階級が一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上である自衛官については百分の十を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

(第十二条第二項関係)

三 特例期間においては、防衛省の職員の専門スタッフ調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、一般職の国家公務員に準じて減額すること。

(第十二条第四項関係)

四 特例期間においては、俸給の特別調整額の支給に当たっては、支給額に百分の十を乗じて得た額に相

当する額を減額すること。

(第十二条第五項第一号関係)

五 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)附則第五項の適用を受ける職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の適用を受ける職員に準じて、支給に当たって減ずる額を算定すること。

(第十二条第八項及び第九項関係)

第十三 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律

特例期間においては、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定により国際機関に派遣される防衛省の職員に支給することができるとされている給与の上限額を、この法律の規定によりその支給に当たって減額することとされている給与の額に相当する額を引き下げること。

(第十三条関係)

第十四 端数計算

この法律において俸給月額等から支給に際して減額することとされている額に一元未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てること。

(第十四条関係)

第十五 その他

一 この法律は、公布の日の属する月の翌々の初日（公布の日が月の初日であるときは、翌月の初日）から施行すること。
（附則第一条関係）

二 第十二は、自衛官（将及び将補（一）を除く。）並びに事務官等のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、適用しないこと。
（附則第二条関係）

三 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。